

## 信仰上の理由等で「輸血拒否」をされる患者さんに関する当院の治療方針

当院では、すべての患者さんに対して平等に、ご本人の権利を尊重した診療に努めます。従って信仰・宗教等の理由で輸血を拒否される場合でも、これを理由として診療そのものを拒絶することはありません。一方、いかなる場合であっても、輸血を含めてあらゆる手段を用いて患者さんの生命を守るために全力を尽くすのが医療者の最重要使命です。このことから「輸血治療」について、患者さんと医療者の間で意見の相違が発生することが推測されます。そこで当院では、当院で診療を受けられる患者さんに不利益とならないよう、輸血を拒否される患者さんに対する当院の方針を明示する必要があると判断いたしました。

### 基本方針

当院の方針を相対的無輸血治療（注1）とし、以下の対応をいたします。

1. 輸血を行わないで治療するためにできる限りの努力をいたします。しかし、輸血をしないことによって生命に危険が及び、輸血を行うことによって死亡の危険性が避けられる可能性があるとは判断した場合には、輸血を行います。  
この場合、輸血同意書が得られなくても輸血を行います。
2. 患者さんやご家族が提示される「輸血謝絶 兼 免責証書」や「医療に関する継続的委任状」等、絶対的無輸血治療（注2）について同意するための書類は、受理も署名もいたしません。
3. 全ての手術や検査・処置等の医療行為においては輸血の可能性があり、輸血拒否により手術・治療の同意書が得られない場合であっても、救命のために緊急手術・検査・処置が必要と判断された場合には、手術・検査・処置を行います。
4. 以上の方針は、患者さんの意識の有無、判断能力の有無、成年と未成年の別にかかわらず適用いたします。
5. 輸血が必要と判断された15歳未満の患者さんで、輸血拒否の申し出があった場合、児童相談所への通報を行います。
6. 以上の方針について、患者さん、患者さんのご家族・保護者、または正当な代理人の方に対して説明し、ご理解を頂けるよう努めますが、どうしても同意が得られない場合は、転医・転院をお勧めいたします。

注1 相対的無輸血治療：

患者さんの意思を尊重し、できる限り無輸血治療に努力するが、輸血をしないことによって生命に危険が及ぶ事態に至った場合は輸血を行う治療

注2 絶対的無輸血治療

いかなる場合であっても輸血を行わず、輸血により救命できる可能性があっても輸血を行わない治療